

水質汚染事故対策危機管理マニュアル

平成 26 年 7 月

国見町上下水道課

【水質汚染事故対策危機管理マニュアル】

(目的)

- 1 国見町で管理運営する水道水（飲料水）を原因とする健康被害等の発生予防、拡大防止などの危機管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 このマニュアルにおける用語の定義は下記のとおりとする。
 - 1) 飲料水とは、次のものをいう。
 - ①国見町水道事業（以下「水道事業」という。）から供給される水道水。
 - ②福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）から供給される水道水。
 - 2) 水道水質汚染事故とは、次の場合をいう。
 - ①水道水源及び水道水の水質異常によって、健康被害等を生じる場合または、その恐れがある場合。
 - ②施設における水質汚染及び不適切な浄水処理等に伴う水質異常によって、健康被害等を生じる場合または、その恐れがある場合。
 - ③水道水を原因とする感染症、食中毒等が発生する恐れがある場合。
 - 3) 浄水処理とは、水源施設における濁度管理、塩素滅菌消毒をいう。
 - 4) 健康被害等とは、住民の生命に及ぶ危険や健康被害及び油類による異臭味などの社会生活上の障害等をいう。

(水質汚染想定)

- 3 平常時から、水質汚染（汚濁）の発生に備えるとともに、万一水質汚染事故が発生した場合または、発生する恐れがある場合には、迅速かつ的確に対応できるよう水質汚染事故発生の可能性やその汚染減・事態・影響規模等をあらかじめ想定しておく。水質汚染事故の種別による想定については次のとおりとする。
 - 1) 水道施設において生じる水質汚染、不適切な浄水処理等の事故。
 - 〈水源施設〉
 - ①侵入者による毒物・農薬類の投入。
 - ②薬品注入機等の誤操作や故障、又は注入配管の目詰まりによる塩素剤等の薬品注入不足。使用薬品等の漏洩、又は薬品注入機等の誤操作や故障による薬品の過剰注入。
 - 〈送配水施設〉
 - ①侵入者による配水池等への毒物・農薬類の投入。
 - ②配水池の亀裂等からの汚水の流入。
 - ③管の破損事故による土砂・汚水等の混入。
 - ④管布設後の洗浄不足による土砂・汚水等の混入。
 - 〈給水装置〉
 - ①誤接合による水質汚染。
 - ②蛇口にホース等を接合した際の汚水等の逆流及び破損箇所からの汚水等に流入。
 - ③給水管と井戸の接合による水質汚染。
 - 2) 水道水を原因とする感染症・食中毒等の発生。
 - ①クリプトスポリジウム、ジアルジア等の病原性微生物O-157等の病原菌による感染症の発生。
 - ②赤痢菌等の水系伝染病・食中毒の発生。
 - ③化学薬品・農薬等による薬品中毒の発生。

(影響規模の想定)

- 4 水質汚染事故の影響規模の想定については次のとおりとする。
 - 1) 住民の生命・健康等の観点から見た影響規模の分類。
 - ①取水停止や浄水処理の強化など水道事業者としての対応策は要するものの、住民の健康被害等を生じない場合。
 - ②住民の健康被害等を生じる場合、又はその恐れがある場合。
 - ③住民の生命の危機を生じる場合、又はその恐れがある場合。
 - 2) 水道施設の管理等の観点から見た影響規模の分類。
 - ①長時間の取水停止を行い、減水、断水を生じる場合。

②給水の緊急停止を行う場合。

(汚染水の到達位置、除去の可否)

- 5 汚染水の到達位置及び浄水処理等による除去の可否の想定については次のとおりとする。
- 1) 水源において、水質汚染が発生し、取水する恐れがある場合。
 - ①水源切替等の対策によって、汚染物質の影響を阻止できる場合。
 - ②浄水処理強化等の対策によっても、汚染物質の影響を阻止できない場合。
 - 2) 取水段階で水質汚染が発生し、また汚染水を取水後、水源施設に至る恐れがある場合。
 - ①処理強化等の対策によって、汚染物質の影響を阻止できる場合。
 - ②浄水処理強化等の対策によっても、汚染物質の影響を阻止できない場合。
 - 3) 水源施設で水質汚染が発生し、又は浄水処理強化等の対策によっても汚染物質の影響を阻止できない場合で、汚染水が送配水に至る恐れがある場合。
 - 4) 送配水・給水段階で水質汚染が発生する場合、又は浄水処理強化等の対策によっても汚染物質の影響を阻止できない場合で、汚染水が送配水。給水施設に既に至っている場合。

(水質汚染の早期発見・検知)

- 6 水質汚染事故の発生を未然に防止するために、「水道維持管理指針」（日本水道協会）などを遵守して、日常の適切な維持管理を徹底する。
水質異常をできるだけ早期に発見・検知し、的確に事故状況を把握するために、次の事項を実施する。
- 1) 水源地のパトロール
日常の維持管理の一環として、施設・設備の保守点検等の目視、確認を励行するとともに、異常を発見した場合は、その状況を的確に判断して、即時対応するとともに、直ちに関係各機関に連絡する。
 - 2) 水質管理
 - ①日常管理に当たっては適切な浄水処理を行う上で、また水質汚染事故の発生時には水質異常を早期発見するために、水道原水の水質監視を行う。
 - ②適切な浄水処理を行うため、及び供給する水の水質を確保するために、水源施設において水道法施工規則第 15 条第 1 項第一号のイに規定される「1 日 1 回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」を毎日実施する。